



ROTARY:
MAKING A
DIFFERENCE

FUJIEDA ROTARY CLUB 藤枝ロータリークラブ会報



例 会：毎週水曜日 小杉苑
藤枝市青木2-35-30 TEL:054-641-3321
事務局：藤枝市青木1-11-10 TEL:054-647-2300
E-mail：club1972@fujieda-rotary.org FAX:054-647-2040

会長：大長 昭子 副会長：島村 武慶 幹事：大塚 高弘 副幹事：玉木 潤一郎

2017-2018年度 R1テーマ

ロータリー：変化をもたらす

♪ソング…我等の生業

♪ソングリーダー 鈴木 透君

第2199回

通常例会/小杉苑

■ 会長報告

大長 昭子君

7月のガバナー訪問で約束したロータリーカード申込について会長・幹事加入予定が4名になりそうです。是非未加入の皆さん申し込みをお願いします。



次年度村松ガバナー補佐の事務局体制等が理事会で承認されました。村松会員より発表していただきます。村松会員より事務局、大塚博己会員、会計、平和則会員、IM 実行委員長、石垣善康会員に決定した旨報告。

福祉の話

今年4月から社会福祉法が改正され、社会福祉法人を運営する理事会、評議委員会の位置づけが変わりました。

今まで理事会が最高決定機関だったのが評議委員会へ、理事会は単に執行機関とその役割が逆転しました。

評議員は、法人と利害関係のない委員で構成され、理事会で選任された理事長は、法人の代表として法人全体の事業の統括することになります。

運営の結果発生する収支差額は、福祉活動・社会貢献に使われますが、国は、生活困窮者(生活保護受給者)自立支援制度と称し社会福祉法人に出資させようとしています。憲法25条、生存権の保証に関わることは本来国がやるべきことだと思っています。

この後クラブ危機管理研修があります。

地区危機管理委員会、副委員長である清水ロータリークラブの渡辺芳一様にお話をさせていただきます。

■ 理事会報告

大塚 高弘君

- ・10・11月プログラムについて、10月4日静岡産業大学 ハムザー君卓話 11月22日順心高校IA生徒さん5~6人ご招待で承認されました。
- ・2016-17年度決算報告書・修正予算書について、今年度より決算報告終了後、修正予算をクラブ計画書に差し込みして行く事で承認されました。
- ・地区大会について、全員登録41名(年度初め報告人数)登録料クラブ負担で承認されました。
- ・9/13 外卓(危機管理研修)について、承認されました。
- ・9/20 早朝例会(ポリオデー)について、集合場所は藤枝駅南口で承認されました。
- ・早朝例会(蓮華寺)について、10月11日蓮華寺池公園 郷土博物館前に6:15集合で承認されました。
- ・インターアクト指導者講習会について、順心高校IA顧問の曾根先生より指導者講習会のご案内の確認がありました。
- ・ガバナー補佐事務局について、大塚博己事務局長・平和則副事務長兼会計・石垣IM実行委員長の報告があり承認されました。
- ・会員増強委委員会より、新会員推薦者について報告がありました。継続審議になりました。
- ・台湾米山学友会 学校交換会について、台湾米山学友会より、2月に小学生の交換留学のお話がありましたが、日本の小学校は公立ということ、2月の寒い時期ということもあり、お断りしましたという報告でした。
- ・財団50周年祝賀会について、不参加で承認されました。
- ・藤枝市民ゴルフ大会ご協賛について、今年も広告協賛で承認されました。
- ・藤枝ロータリークラブ旗争奪少年剣道大会について、会長・幹事・青少年委員長の参加で承認されました。
- ・9月10月事務局休暇のお知らせについて、承認されました。MU表に記載します。

■ 出席報告

仲田 廣志君

本日のホームクラブ 出席者	前回の補正出席者
35/42 83.33%	38/42 90.48%

(1)欠席者(事前連絡とメイクアップをどうぞ)

- 青島鉄君 ○大杉君 ○島村君 ○鈴木舜君
○竹田君 ○玉木君 ○仲田晃君

■ ビジター

渡邊 芳一君(清水中央)

■ スマイルBOX

仲田 廣志君

- ・本日は、危機管理研修にお招きいただきありがとうございます。 渡邊 芳一君(清水中央 RC)
- ・渡邊芳一様、お越し頂きありがとうございました。
大長 昭子君

スマイル累計額 41,000円

■ 外部卓話

クラブ 危機管理研修
渡邊 芳一君
(清水中央)



皆さんは「地区認定」という言葉を聞いた事があるでしょうか？

実は、R I (国際ロータリー) の地区認定が無いと、現在は青少年交換を行うことができません。

R I の「青少年交換認定更新書式」では、ロータリー章典に定められた下記の要件にプログラムが遵守していることを、地区が毎年同意する必要があります。

- ①各地区に危機管理委員会があること。(危機管理規定が規定されていること)
- ②虐待とハラスメント(嫌がらせ)の防止に関する方針があること
- ③性的虐待及びハラスメントの申し立てと報告に関する指針があること
- ④青少年ボランティア誓約書(無犯罪者証明の代わり)と損害賠償保険に加入すること
(現在は全国34地区が一体で、法人R I J Y E Cとして賠償保険に加入)

さて、これほどまでに厳しい条件をR Iは、なぜ地区ロータリーに要求してくるのでしょうか？また、2016年には「青少年保護ガイド」が発表され、青少年奉仕プログラム全体に、この認定の要求の枠が広がっております。

危機管理上は、ロータリーの奉仕活動に参加する青少年が、被害者になることもあれば、加害者になることもあります。また大震災などの自然災害やテロなどの事故に巻き込まれる可能性もあります。ロータリー(R Iも含む)が損害賠償の対象となり、訴えられる事例も現実にはあります。

R Iが要求する危機管理の底辺にあるのは、「新世代(青少年)奉仕に参加する学生を守る」「ボランティア(ロータリークラブを含む)を結果として守る」ことにあります。

クラブ青少年奉仕活動におきましては、想定される危機にしっかりと準備して、万が一事故が起こった場合でも迅速に対応できるようにしておく必要があります。

青少年から被害の申告等があった場合には、ロータリーの「ゼロ容認方針」にしたがい、直ちに「地区危機管理委員会へ報告」頂き、72時間以内に、R Iへ届け出る義務があります。

青少年奉仕プログラムは、未来を担う子供たちを応援して、私たちの将来を支える本当に素晴らしい活動であると考えます。世界中に友情と信頼でつながるロータリーだから出来るプログラムであるといえます。

今後とも、地区青少年奉仕委員会、地区危機管理委員会をご利用いただき、安全で成果ある青少年奉仕活動に取り組んでいただけましたら幸いです。



(担当/村松繁君)